



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等

歯磨きセット

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

## (3) 納入期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書のとおり

## (5) 入札方法

1個当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年3月29日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日 午後3時

イ 場所 長野県庁西庁舎 106号会議室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

## (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

## (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等

別表のとおり

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

## (3) 納入期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書のとおり

## (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資

格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品に応じて別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年3月29日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁西庁舎 106会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	開札日	開札時間	等級区分
ブルセラ病急速診断用菌液 以下3点	平成16年3月30日	午前10時10分	C以上
マイコプラズマ・シノビエ急速診断液 以下4点	平成16年3月30日	午前10時20分	C以上
牛白血病診断用抗原	平成16年3月30日	午前10時30分	C以上

豚コレラ蛍光標識抗体 以下4点	平成16年3月30日	午前10時40分	C以上
オーエスキーブラテックス抗原	平成16年3月30日	午前10時50分	C以上
ヨーネ病エライザキット	平成16年3月30日	午前11時00分	B以上
BSEエライザキット	平成16年3月30日	午前11時10分	B以上

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

消費生活相談データ入力業務委託

(2) 役務の特質

消費生活情報ネットワークシステムによる入力業務の処理

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年3月31日まで

(4) 入札の方法

1人1日当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電子計算機の操作及びデータ入力を行うことができる人員を業務量に応じて長野消費生活センター及び松本消費生活センターに派遣することができる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部生活文化課

電話 026 (235) 7172

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月31日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎 105会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札者は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

生活文化課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州の郷

3 代表者の氏名

佐 藤 秋 子

4 主たる事務所の所在地

大町市大字大町1559番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者が地域で自立生活が出来る社会の実現を図る為に障害者・高齢者の自立生活に関する事業や障害者・高齢者が暮らしやすい街づくりに関する事業を行いノーマライゼーション社会の実現に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障害福祉地域生活支援センター キープ

3 代表者の氏名

山 口 功太郎

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字長土呂1163番地41

5 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする学齢児、知的・身体障害者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して生活できるようになるための地域生活支援に関する事業を行い、支援を必要とする者とその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県NPOセンター

3 代表者の氏名

高 橋 卓 志

4 主たる事務所の所在地

長野市南石堂1255-7

5 定款に記載された目的

この法人は、地域における民間非営利組織活動の発展を目指し、市民セクター自らの手による民間支援組織として、新たな市民社会の実現に向け、民間非営利組織が、地域や分野を超える幅広く活動するための基盤づくりを進めると共に、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による三水土地改良区の解散を、平成16年3月10日認可しました。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

**土地改良課**

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

平成16年3月16日表彰 産業功労

受賞者氏名 今井國博

**林政課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市役所及び豊野町役場

4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

**都市計画課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成11年長野県告示第461号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市大字風間字芹土の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市役所及び豊野町役場

4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

**都市計画課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

須坂都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県須坂建設事務所、須坂市役所及び小布施町役場

4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

**都市計画課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域

平成11年長野県告示第529号で定めた須坂都市計画市街化区域

## (2) 市街化調整区域

須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県須坂建設事務所、須坂市役所及び小布施町役場

## 4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

都市計画課

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び松本市役所

## 4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

都市計画課

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域

平成12年長野県告示第489号で定めた松本都市計画市街化区域

## (2) 市街化調整区域

松本都市計画市街化区域のうち市街化区域を除く区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び松本市役所

## 4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

塩尻都市計画区域

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び塩尻市役所

## 4 縦覧期間

自 平成16年3月19日

至 平成16年4月1日

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域

平成10年長野県告示第383号で定めた塩尻都市計画市街化区域

- (2) 市街化調整区域  
塩尻都市計画市街化区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び塩尻市役所
- 4 縦覧期間  
自 平成16年3月19日  
至 平成16年4月1日

都市計画課

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
豊科都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び豊科町役場
- 4 縦覧期間  
自 平成16年3月19日  
至 平成16年4月1日

都市計画課

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 市街化区域  
平成10年長野県告示第384号で定めた豊科都市計画市街化区域に豊科町大字豊科の一部を加える。
- (2) 市街化調整区域  
豊科都市計画市街化区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び豊科町役場

- 4 縦覧期間  
自 平成16年3月19日  
至 平成16年4月1日

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
軽井沢都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課、長野県佐久建設事務所及び軽井沢町役場
- 4 縦覧期間  
自 平成16年3月19日  
至 平成16年4月1日

都市計画課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称  
茅野市横内土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成4年1月20日から平成17年3月31日まで
- 3 施行地区  
茅野市ちの字大清水の全部並びに茅野市ちの字大柳、字家下、字本田、字下河原、字孫左エ門河原、字下蟹河原、字上蟹河原、字横内境、字助ヶ端及び字宮ノ後の各一部
- 4 事務所の所在地  
茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内
- 5 設立認可の年月日  
平成4年1月13日
- 6 変更認可の年月日  
平成16年3月12日

## 都市計画課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定より、茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

氏名	住所
大島喜一	茅野市宮川1981番地1
大島聰一	茅野市宮川3688番地
北原祐雄	茅野市宮川1921番地1
小池澄明	茅野市宮川2811番地
小海長衛	茅野市宮川1919番地
志賀雅好	茅野市宮川2788番地
竹松安治	茅野市宮川3808番地2
茅野益嗣	茅野市宮川2601番地イ
中村隆成	茅野市宮川2569番地ロ
中村忠篤	茅野市宮川2042番地
中村秀敏	茅野市宮川2039番地
中村安志	茅野市宮川2547番地
藤森國昭	茅野市宮川93番地
藤森則之	茅野市宮川378番地
増木雅行	茅野市宮川3791番地

## 都市計画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県上田合同庁舎設備管理労働者派遣業務

## (2) 役務の特質

長野県上田合同庁舎のボイラー等設備管理に関する業務従事者の派遣

## (3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 履行場所

上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。
- (7) 特級又は1級のボイラー技士の資格者を派遣できる者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所総務課

電話 0268(25)7111

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日(火) 午前9時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 302、303号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

長野県諏訪合同庁舎設備管理労働者派遣業務

## (2) 役務の特質

長野県諏訪合同庁舎のボイラー等設備管理に関する業務従事者の派遣

## (3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 履行場所

諏訪市上川1丁目1644の10

長野県諏訪合同庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。

- (7) 特級又は1級のボイラー技士で危険物取扱者乙種第4類又は丙種の資格者を派遣できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644の10

長野県諏訪地方事務所総務課

電話 0266（57）2900

**4 入札手続等**

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日（火）午前11時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

**5 その他**

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする役務

長野県伊那合同庁舎設備管理労働者派遣業務

(2) 役務の特質

長野県伊那合同庁舎のボイラー等設備管理に関する業務従事者の派遣

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

伊那市大字伊那3497

長野県伊那合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。

(7) 特級又は1級のボイラーテクニクスの資格者を派遣できる者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

伊那市大字伊那3497

長野県上伊那地方事務所総務課

電話 0265(76)6800

**4 入札手続等**

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年3月30日(火) 午後1時30分  
イ 場所 長野県伊那合同庁舎 201号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする役務

長野県飯田合同庁舎設備管理労働者派遣業務

(2) 役務の特質

長野県飯田合同庁舎のボイラーテクニクス等設備管理業務従事者の派遣

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

飯田市追手町2-678

長野県飯田合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。
- (7) 特級又は1級のボイラー技士の資格者を派遣できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678

長野県下伊那地方事務所総務課

電話 0265(53)0400

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月30日(火) 午後3時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月24日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月18日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県上田合同庁舎電話交換及び受付労働者派遣業務

(2) 役務の特質

長野県上田合同庁舎の電話交換及び受付に関する業務従事者の派遣

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札者に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。